

令和 8 年度 第 2 回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和 8 年度第 2 回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和 8 年 5 月 27 日 (水) 14 : 00 ~ 14 : 30	場 所	わくわくセンター 2 階農業研修室
出席委員	1 山田 隆見 2 下河内 昭博 3 川尻 一行 4 村上 浩司 5 清水 正子 6 室元 文雄 7 中福 留美 9 小原 正清		
欠席委員	8 田中 正彦		
出席者 総 数	出席委員 9 名		
事務局 職 員	事務局長 角田 周平 書 記 永村 由美 書 記 岡原 健郎 書 記 小山内 紘介 書 記 脊戸土井 淳		
傍聴者	無し		
議事録 署名委員	3 番 川尻 一行 4 番 村上 浩司		
提出議題	議事 諸報告 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 9 号 非農地証明の申請について 議案第 10 号 江田島市農地利用最適化推進委員の辞任に関する同意 について 協議事項		

事務局長	定刻になりましたので、只今から令和 8 年度第 2 回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日は令和 8 年度の第 2 回目の総会となります。 本日の総会出席者数は 9 名中欠席者数 <u>1</u> 名で、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定による出席委員が過半数を超えておりますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますこととお知らせします。 それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。
議 長	いよいよ梅雨が近づいて参りました。皆さんお身体に気を付けて日々の活用を行っていただきたいと思います。また、個人的なことではありますが、マダニの被害に遭いまして、なかなか調子が良くない状態です。皆さんも農作業をされる場合は気を付けて頂けたらと思います。本日は、よろしくお願いします。
事務局長	ありがとうございました。これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、会長が議長となります。小原会長よりお願いいたします。 <u>2 議事録署名者の指名について</u>
議 長	それでは、日程第 2 の議事録署名者の指名でございますが、本日の議事録署名者につきまして <u>3 番の川尻委員と 4 番の村上委員</u>を指名させていただきます。なお書記に角田事務局長、永村、小山内、脊戸土井、岡原の 5 名の書記を指名します。 <u>3 諸 報 告</u>
議 長	日程第 3 の諸報告ですが、事務局の方から何かありますか。
事 務 局	本日審議する事案について説明します。 1 つ目は、農地法第 3 条の許可申請について。 2 つ目は、農地法第 4 条の許可申請について。 3 つ目は、農地法第 5 条の許可申請について。 4 つ目は、非農地証明の申請について。 5 つ目は、農地利用最適化推進委員の辞任に関する同意について。 以上です。
議 長	日程第 4 の議案第 6 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局から説明してもらいます。
事 務 局	議案第 6 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。 農地法第 3 条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。 令和 8 年 5 月 27 日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。 番号 1、借人、A 住所、江田島市沖美町三吉、職業、農業。

賃貸人、B
住所、江田島市沖美町三吉
職業、無職。
所在地、沖美町●●字○○__番__ 外3筆、合計面積は872.7㎡。

申請理由は賃貸借権の設定で、借人は「近隣で自家消費用の野菜を栽培しており、農地の規模拡大を検討していたところ、貸人から申し出があり合意に至ったため有償で借り受ける。借受後は自家消費用の白菜、大根等野菜を栽培する。貸借期間：10年、賃借料：年2,000円」
貸人は「高齢のため耕作困難であることから、有償で貸し付けることとした。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。
以上のことから、この申請は適正であると思います。
御審議をお願いします。

議 長 1番の案件につきまして、関係農業委員の川尻委員の意見を伺いたいと思います。(3番 川尻委員)

川尻委員 事務局の説明の通り間違いありません。よろしくお願いします。

議 長 御意見、御質問はございませんか。

委 員 無しの声あり

議 長 無いようなので、採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で許可といたします。
以上で3条の審議を終わります。議案第7号、農地法第4条の許可申請について、事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号、農地法第4条の規定による許可申請について。
農地法第4条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和8年5月27日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

番号1、申請人氏名、C
住所、広島市中区東千田町。
所在地、大柿町●●字○○__番__、面積は141㎡。
登記簿地目、畑、現況、宅地。

申請理由は「当該地を相続により取得したが、前所有者の時に農地法の許可を得ないまま車庫を建設し、駐車場用地として利用していた。この度、母屋と併せて当該地についても売却予定があり地目を現況に正すため、始末書を添えて転用申請を行う。」

対象地は農振外で地目を宅地に転用予定です。

	以上、本申請は追認案件となります。御審議をお願いします。
議 長	この1番の案件につきましては、関係農業委員の中福委員の意見を伺いたいと思います。(7番 中福委員)
中福委員	現地確認に行ったところ、境界がずれかけており農地として耕作は難しい状況です。よろしくお願いします。
議 長	御意見、御質問はございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	無いようなので、採決に移ります。この1番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	ありがとうございます。全会一致で許可といたします。 以上で4条の審議を終わりにして、議案第8号、農地法第5条の許可申請について、事務局は説明をお願いします。
事 務 局	議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請について。 農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。 令和8年5月27日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。 番号1、譲受人、株式会社 D 代表取締役 E 住所、広島市中区本川町。 譲渡人、F 住所、呉市音戸町早瀬。 所在地、大柿町●●字○○__番__ 外6筆、合計面積は2,693 m²。 申請理由は所有権移転で、譲受人は「太陽光発電事業用地として有効活用するため有償で譲り受ける。太陽光パネル3,552枚のうち農地転用部分は624枚・発電力3,057kw」 譲渡人は「当該農地を平成23年に相続により取得したが、高齢により適正な管理ができないため、有償で譲り渡す。」 なお、本件については、現時点において、他法令の許可として森林法の林地開発は許可見込ではありますが、盛土規制法の許可が必要な案件ではありますが許可は下りていません。 その他添付資料については、不備はありません。 対象地は長年山林化していた土地を伐採しており、農地に再生したとしても継続的な耕作は困難な土地です。対象地周辺で耕作している農地はありません。 本来であれば他法令の許可がされた後、農業委員会の許可申請をして欲し

	いと、申請者代理人の行政書士には伝えましたが、工事期日が迫っているため、なんらかの審議を行って欲しいとの回答でした。
議 長	1 番の案件につきまして、関係農業委員の中福委員の意見を伺いたいと思います。(7 番 中福委員)
中福委員	難しい案件で、盛り土規制法の許可が下りていない中で許可は難しいと思います。
議 長	今までの前例であれば、許可見込であれば許可ができるが、今回は見込もないため緩い運用の前例を作ってしまうのは、どうかと思う。
事 務 局	現在、林地開発の申請は提出されており、許可見込みであります。なぜ、許可見込みかという盛土法の許可が出れば林地開発許可も出せるようになるからです。
委 員	現地を見られると分かるのですが、木の伐採に加えて土も削っているようにみられる。どのような盛土をするのかは疑問に思うところです。
委 員	業者はなぜ急いでいるのか。 前例を作ってしまうと許可要件が緩くなってしまう。
事 務 局	恐らく工事を進めたいからではないかと思う。ただ、現場が急いでいるからということは農業委員会の判断には影響のないことです。
委 員	盛土の関係は全国的に問題を抱えており、許可は厳しくなっている。だから要件を緩くしたくない。
議 長	御意見、御質問はございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	無いようなので、採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	挙手無し。
議 長	条件付き許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	挙手無し。
議 長	不許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で不許可といたします。
事 務 局	不許可又は条件付き許可の場合、広島県常設審議委員会へ諮問が可能とな

	ります。県への諮問を提出したいと思うがいかがでしょうか。
議 長	全会一致で判断を行ったので県への諮問はしなくてよいでしょう。 以上で5条の審議を終わりました。議案第9号、非農地証明の申請について、事務局は説明をお願いします。
事 務 局	議案9号、非農地証明の申請について。 農地法第2条第1項の規定により、次のとおり申請があったので、農業委員会の議決を求める。 令和8年5月27日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。
事 務 局	番号1、申請人氏名、G、 住所、愛媛県東温市志津川。 所在地、江田島町字〇〇__番、面積は90 m²。 申請理由は「平成11年に相続により当該農地を取得したが、適正な管理がされていないため、山林化していた。田畑に再生するのは困難であり、今回、地目変更登記を行うため申請する。」 以上、御審議をお願いします。
議 長	1番の案件につきましては、関係農業委員である山田委員の意見を伺いたいと思います。(1番 山田委員)
委 員	この農地は山林化しており非農地で問題ないかと思います。よろしくお願いします。
議 長	御意見、御質問はございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	無いようなので、採決に移ります。この1番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可といたします。 以上で非農地証明の申請についての審議を終わりました。議案第10号、農地利用最適化推進委員の辞任に関する同意について、事務局は説明をお願いします。
事 務 局	議案第10号、江田島市農地利用最適化推進委員の辞任に関する同意について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第23条の規定により、江田島市農地利用最適化推進委員の辞任について、農業委員会の同意を求める。 令和8年5月27日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。 今回の経緯について説明いたします。 氏名、H、生年月日、昭和〇年〇月〇日（〇歳）、住所、江田島市江田島町〇〇、任期、令和5年11月1日から令和8年10月31日までの3年間、辞任届届出日、令和8年5月25日付。

辞任理由、一身上の都合による。

今後の流れとしまして、当該推進委員の辞任について、今回の総会、5月27日の農業委員会総会で諮り、同意を得た日の属する月の末日を辞任日とします。

以上、御審議をお願いします。

議 長 今、事務局が説明したことに對して御意見、御質問はございませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 無いようなので、採決に移ります。この案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で賛成といたします。以上で今月の総会議案の全審議を終了しました。日程5の協議事項について、事務局は何かありますか。

事 務 局 ありません。